



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 神戸市役所
 編集兼印刷発行人 神戸市長
 発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 舞子第4号線ほか)	建設局道路管理課	1
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局西部建設事務所	2
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局垂水建設事務所	4
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局中部建設事務所	6
告示	公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始並びにその関係図面の縦覧	建設局下水道部経営管理課	9
公告	神戸市環境影響評価等に関する条例による環境影響評価事前配慮書に係る市長意見書の写しの縦覧(三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編統合による新病院整備事業)	環境局環境保全課	10
公告	開発行為に関する工事の完了(垂水区西舞子1丁目ほか)	都市局都市計画課	11
教育委員会	神戸市立幼稚園園則の一部を改正する規則	教育委員会事務局総務課	12
教育委員会	神戸市いじめ問題審議会規則の一部を改正する規則	教育委員会事務局総務課	21

令和7年7月22日 神戸市公報第3920号

神戸市告示第217号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和7年7月23日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和7年8月5日まで一般の縦覧に供する。

令和7年7月22日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	舞子第4号線	神戸市垂水区西舞子4丁目 52番9地先から	新	36.80	最大 6.10 最小 6.00
		神戸市垂水区西舞子4丁目 53番3地先まで	旧	36.80	最大 6.10 最小 5.30
	舞子第13号線	神戸市垂水区西舞子4丁目 52番6地先から	新	23.00	最大 5.50 最小 5.40
		神戸市垂水区西舞子4丁目 53番3地先まで	旧	23.00	最大 5.00 最小 4.80
	舞子第14号線	神戸市垂水区西舞子4丁目 52番7地先から	新	19.40	5.90
		神戸市垂水区西舞子4丁目 52番9地先まで	旧	19.40	5.90

神戸市告示第218号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）第23条の2項及び3項の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和7年7月22日

神戸市長 久元喜造

1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去及び保管した自転車等の台数、撤去及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり。

2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3 返還事務を行う時間

(1) 西部保管所・西代保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで。

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。

(2) 須磨保管所・名谷保管所

ア 火曜日・木曜日 午後3時から午後7時まで。

（ただし、即時撤去日より7日間は(1)と同様の運用とする。）

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去及び保管した自転車等の台数	撤去及び保管した年月日	問い合わせ先
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	高速長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 7台 原動機付自転車 0台	令和7年6月3日	神戸市須磨区 妙法寺字ヌメリ石1番地の 1 建設局西部建設事務所 電話742-2468
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 4台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷 通2丁目6番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 14台 原動機付自転車 0台	令和7年6月4日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 0台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷 通2丁目6番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 0台	令和7年6月10日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 10台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	板宿駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 1台	令和7年6月11日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 0台 原動機付自転車 0台		
須磨区西落合 6丁目1番 名谷保管所	名谷・妙法寺駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 0台 原動機付自転車 0台	令和7年6月12日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 12台 原動機付自転車 1台		
須磨区須磨浦 通2丁目2番 須磨保管所	須磨・須磨海浜公園駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 7台 原動機付自転車 0台	令和7年6月17日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 11台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	高速長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 14台 原動機付自転車 0台	令和7年6月18日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 14台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	高速長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 0台 原動機付自転車 0台	令和7年6月20日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 9台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷 通2丁目6番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 32台 原動機付自転車 0台	令和7年6月21日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 29台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷 通2丁目6番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 9台 原動機付自転車 0台	令和7年6月24日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 15台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	高速長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 0台 原動機付自転車 0台	令和7年6月27日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 6台 原動機付自転車 0台		

神戸市告示第219号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和7年7月22日

神戸市長 久元喜造

1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり

2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3 返還事務を行う時間

垂水自転車保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
垂水区西舞子8丁目20番19号 垂水保管所	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和7年6月3日	垂水区福田5丁目6番20号 建設局垂水建設事務所 電話707-0234
	舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台	令和7年6月6日	
	舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和7年6月11日	
	舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	垂水区管内長期放置 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	令和7年6月16日	
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 2台	令和7年6月19日	
	舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 1台	令和7年6月26日	
	垂水区管内長期放置 放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
	垂水区管内長期放置	自転車 9台 原動機付自転車 1台		

神戸市告示第220号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和7年7月22日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり
- 2 保管期間
この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
- 3 返還事務を行う時間
三宮保管所及び湊町保管所
ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
イ 土曜日 午後1時から午後5時まで
（日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く）
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。
- 5 その他
この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別 表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
中央区小野浜町3番地先 三宮保管所	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 40台 原動機付自転車 0台	令和7年6月2日	兵庫区湊川町2丁目1番12号 建設局中部建設事務所 電話 511-0515
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	中央区長期放置	自転車 9台 原動機付自転車 0台	令和7年6月4日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 11台 原動機付自転車 0台	令和7年6月5日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
	春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 9台 原動機付自転車 0台	令和7年6月6日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 0台		
	駐輪場内	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	中央区長期放置	自転車 2台 原動機付自転車 0台	令和7年6月9日	
	中央区長期放置	自転車 10台 原動機付自転車 0台	令和7年6月13日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 39台 原動機付自転車 0台	令和7年6月17日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 0台		
	駐輪場内	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
	中央区長期放置	自転車 12台 原動機付自転車 0台	令和7年6月18日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 17台 原動機付自転車 0台	令和7年6月19日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 17台 原動機付自転車 0台	令和7年6月21日	
	中央区長期放置	自転車 2台 原動機付自転車 0台	令和7年6月23日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 8台 原動機付自転車 0台	令和7年6月24日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台		
	春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
	駐輪場内	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 44台 原動機付自転車 1台	令和7年6月26日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台		
	春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
	中央区長期放置	自転車 5台 原動機付自転車 0台	令和7年6月27日	

令和7年7月22日 神戸市公報第3920号

兵庫県湊町1丁目35 湊町保管所	兵庫県長期放置	自転車 原動機付自転車	8台 0台	令和7年6月4日
	兵庫県長期放置	自転車 原動機付自転車	5台 0台	令和7年6月9日
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	27台 1台	令和7年6月12日
	兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	2台 0台	
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	5台 0台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	5台 0台	
	駐輪場内	自転車 原動機付自転車	2台 0台	
	兵庫県長期放置	自転車 原動機付自転車	17台 1台	
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	9台 0台	令和7年6月16日
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	7台 0台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	6台 0台	
	兵庫県長期放置	自転車 原動機付自転車	6台 0台	令和7年6月18日
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	4台 0台	令和7年6月20日
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	7台 0台	
	駐輪場内	自転車 原動機付自転車	22台 0台	
	兵庫県長期放置	自転車 原動機付自転車	10台 0台	令和7年6月23日
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	13台 0台	令和7年6月25日
	兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	1台 0台	
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	9台 0台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	13台 1台	
	兵庫県長期放置	自転車 原動機付自転車	40台 0台	令和7年6月27日

神戸市告示第221号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、神戸市建設局下水道部管路課において一般の縦覧に供する。

令和7年7月22日

神戸市長 久元喜造

1 供用開始及び下水の処理開始の年月日

令和7年8月1日

2 下水を排除する区域及び処理する区域並びに供用を開始する排水施設の位置

中央区 港島南町4丁目、6丁目、7丁目の各一部

長田区 長者町の一部

北 区 有野町唐櫃、有野町有野の各一部

垂水区 名谷町の一部

西 区 丸塚1丁目、見津が丘7丁目の各一部

3 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

4 終末処理場の名称及び位置

(1) 中央区は、ポートアイランド処理場

(2) 長田区、須磨区妙法寺道正川、桜の社2丁目は、西部処理場

(3) 北区山田町下谷上は、兵庫県加古川上流浄化センター

(4) 北区道場町日下部は、兵庫県武庫川上流浄化センター

(5) 須磨区友が丘9丁目、垂水区は、垂水処理場

(6) 西区は、玉津処理場

神戸市公告

神戸市環境影響評価等に関する条例（平成9年10月条例第29号）第8条の7第1項の規定に基づき、次の対象事業に係る環境影響評価事前配慮書について環境保全の見地からの意見を記載した書類を作成したので、同条第4項の規定により公告するとともに、当該市長意見書の写しを次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和7年7月15日

神戸市長 久元喜造

1 対象事業の概要

(1) 対象事業の名称

三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編統合による新病院整備事業

(2) 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称：三田市

代表者：三田市長 田村克也

所在地：兵庫県三田市三輪2丁目1番1号

(3) 対象事業の位置

神戸市北区長尾町宅原3850番地 他

(4) 対象事業の種類及び規模

宅地の造成（第2類事業）：造成面積 約67,000m²（自然地の改変面積 約64,000m²）

2 縦覧の期間、場所

(1) 縦覧の期間

令和7年7月15日（火曜）から令和7年7月28日（月曜）まで

(2) 縦覧の場所

神戸市環境局環境保全課

神戸市中央区磯上通7丁目1番5号 三宮プラザ EAST 2階

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和7年7月22日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市垂水区西舞子1丁目2093番1、2093番3、2093番10
開発許可を受けた者の住所及び氏名
兵庫県明石市花園町2番地の2
株式会社勝美住宅
代表取締役 渡辺 喜夫
許可番号
令和6年4月24日 第8178号
（変更許可 令和7年6月26日 第2226号）
- 2 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市北区淡河町神田字新尾374番3、375番2、375番6、376番、382番8の一部、382番27、382番29、382番31、382番33、382番34、382番35、382番36、382番37、382番38、382番39、382番40、387番、388番1、388番2、388番3、389番2、394番1
開発許可を受けた者の住所及び氏名
神戸市須磨区奥山畑町2番地
社会福祉法人ヨハネ会
理事長 平尾 享三
許可番号
令和6年7月1日 第8190号
（変更許可 令和7年4月2日 第2208号）
- 3 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市西区美穂が丘4丁目113番2、113番3、113番4、113番5、113番6、113番7、113番8、113番9、113番10、114番3、114番4、114番7、114番8、114番9、115番8、116番1の一部
開発許可を受けた者の住所及び氏名
神戸市垂水区名谷町2285番3
株式会社マリンホーム
代表取締役 高島 圭三
許可番号
令和6年7月10日 第8192号
（変更許可 令和7年2月18日 第2196号）

神戸市立幼稚園園則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月22日

神戸市教育委員会

教育長 福本 靖

神戸市教育委員会規則第4号

神戸市立幼稚園園則の一部を改正する規則

神戸市立幼稚園園則（昭和23年12月教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第5条関係）			別表（第5条関係）		
区	小学校又は義務 教育学校	幼稚園	区	小学校又は義務 教育学校	幼稚園
東灘区	東灘	東灘のぞみ、魚崎、御影	東灘区	本山第一	東灘のぞみ
	本庄			本山第三	
	本山南			住吉	魚崎
	福池			向洋	
	魚崎			六甲アイランド	
	本山第一			渦が森	御影
	本山第二			御影	
本山第三	御影北				

	住吉 御影 渦が森 御影北 六甲アイランド 向洋		東灘 本庄 魚崎 本山南 福池 本山第二	東灘のぞみ、魚崎
灘区	成徳 高羽 鶴甲 西郷 六甲 灘 西灘 稗田 灘の浜 美野丘 摩耶 福住 六甲山	灘すずかけ	灘区 高羽 灘（六甲町、稗原町、永手町4・5、森後町2・3） 鶴甲 六甲（神前町、篠原南町1—4・5（1—7番）、日尾町2・3、八幡町2—4、將軍通） 六甲山	灘すずかけ
			成徳（大和町、中郷町、徳井町、桜口町、備後町、深田町）	御影、灘すずかけ
			成徳（記田町、浜田町、友田町） 西郷	御影、灘すずかけ、あづま
			灘（琵琶町、下河原通、神ノ木通、千旦通、上河原	灘すずかけ、あづま

			通)		
			西灘		
			稗田		
			六甲(篠原本町1		
			—4・5(1—3		
			番)、篠原中町1		
			—5、宮山町3、		
			山田町3(2番))		
			美野丘		
			摩耶		
			福住		
			灘の浜		
中央区	上筒井 なぎさ 宮本 春日野 雲中 中央 こうべ 山の手 港島学園	あづま、神 戸、港島	中央区	雲中 春日野 上筒井 宮本 なぎさ 中央 こうべ 山の手	あづま 神戸
	湊 神戸祇園(楠町、 橘通1・2、多聞 通1・2、元町高 架通(2番 314—321号、3番 1・16—18号))	あづま、神 戸、港島、兵 庫くすのき		湊 神戸祇園(楠町、 橘通1・2、多聞 通1・2、元町高 架通(2番 314—321号、3番 1・16—18号))	神戸、兵庫
				港島学園	港島

兵庫区	[略]	[略]	兵庫区	[略]	[略]
	和田岬			明親	
	明親			浜山	
	浜山			和田岬	
北区	花山	やまびこ、	北区	有馬	有野、から
	谷上	山田		ありの台	と
	箕谷			有野	有野
	桂木			藤原台	
	広陵			西山	
	筑紫が丘			唐櫃	からと
	桜の宮			大池	からと、や
	甲緑				まびこ
	山田			花山	やまびこ
	小部東			谷上	
	小部			箕谷	山田、やま
	泉台			山田(山田町原野	びこ
	鈴蘭台			(字大山ユーロ	
	北五葉			フォーラム神戸	
	南五葉			北町を除く))	
	君影			広陵	
	星和台			筑紫が丘	
	ひよどり台			甲緑	
	藍那			桜の宮	
	大池	からと、や		泉台	
		まびこ、山		桂木	
		田		小部	
	有馬	有野、から		小部東	
	有野	と、道場、大		鈴蘭台	

	藤原台	沢、長尾、淡		北五葉	
	西山	河好徳		南五葉	
	ありの台			星和台	
	唐櫃			君影	
	道場			藍那	
	大沢			山田（山田町衝	山田
	長尾			原・坂本・西下・	
	鹿の子台			東下・中・福地、	
	好徳			青葉台、柏尾台)	
	淡河			ひよどり台	名谷きぼう
	八多学園				の丘
				道場	道場
				鹿の子台	
				八多学園	有野、から
					と、道場、大
					沢、長尾、淡
					河好徳
				大沢	大沢
				長尾	長尾
				好徳	淡河好徳
				淡河	
長田区	[略]	[略]	長田区	[略]	[略]
	<u>室内</u>			<u>丸山ひばり</u>	
	<u>名倉</u>			<u>名倉</u>	
	<u>丸山ひばり</u>			<u>室内</u>	
	[略]			[略]	
	<u>駒ヶ林</u>			<u>駒ヶ林</u>	
	[略]			[略]	

須磨区	[略]	[略]	須磨区	[略]	[略]
	高倉台	[略]		板宿	[略]
	多井畑			東須磨（大手町1	
	板宿			—6・7（5番1	
	東須磨（大手町1			—7号を除く。）・	
	—6・7（5番1			8・9、大手、上	
	—7号を除く。）・			細沢町、奥山畑	
	8・9、大手、上			町、若木町、板宿	
	細沢町、奥山畑			町3（1番15—26	
	町、若木町、板宿			号）、東須磨（青	
	町3（1番15—26			山・月見山・月見	
	号）、東須磨（青			山下・新池を除	
	山・月見山・月見			く。))	
	山下・新池を除			高倉台	
	く。))			妙法寺	
	若草			横尾	
	妙法寺			多井畑	
	横尾			南落合	
	白川			東落合	
	神の谷			花谷	
	松尾			白川	
	東落合			松尾	
	花谷			神の谷	
	南落合			西落合	
	西落合			竜が台	
	竜が台			菅の台	
	菅の台			若草	
垂水区	塩屋北	青山台こぼ	垂水区	下畑台	名谷きぼう

下畑台	と、たるみ、	つつじが丘	の丘、青山
つつじが丘	小東山	名谷	台こぼと、
塩屋			たるみ、小
乙木			東山
東垂水		塩屋北	青山台こぼ
名谷		塩屋	と
福田		東垂水	
高丸		乙木	
千鳥が丘		千鳥が丘	たるみ、小
千代が丘		高丸	東山
垂水		千代が丘	
霞ヶ丘		垂水	
東舞子		霞ヶ丘	
舞子		東舞子	
西舞子		西脇（清水が丘 1	
西脇		— 3、南多聞台 3	
多聞東		（7・8番）、本	
小東山		多聞 1）	
舞多聞		舞子	
多聞の丘		西舞子	
多聞台		神陵台（南多聞台	
神陵台（南多聞台	青山台こぼ	1（9番を除	
1（9番を除	と、たるみ、	く。）・2・3（1	
く。）・2・3（1	小東山、い	— 6番）・4（5	
— 6番）・4（5	かわ	— 15番）・5・6）	
— 15番）・5・6、		多聞東	
神陵台 1・2（1		多聞の丘	
番）・3・4・6）		福田	青山台こぼ

					と、たるみ
				西脇（神陵台5、南多聞台1（県営明舞住宅）、西脇1・2） 多聞台 神陵台（神陵台1・2（1番）・3・4・6）	小東山、いかわ、たるみ
				舞多聞、小東山	小東山
西区	神陵台（伊川谷町（有瀬（神明第三次ハイツ開発区域及び県営伊川谷第2高層住宅））） 東町 小寺 長坂 有瀬 伊川谷	小東山、太山寺、いかわ、櫛谷、おしんべ、たまつ、玉津第二、平野岩岡	西区	長坂 神陵台（伊川谷町（有瀬（神明第三次ハイツ開発区域及び県営伊川谷第2高層住宅）））	小東山、いかわ
	太山寺 井吹東 井吹西 井吹の丘 櫛谷 糶台 狩場台	太山寺、いかわ、櫛谷、おしんべ、たまつ、玉津第二、平野、岩岡		太山寺	太山寺
				小寺 東町	小東山、太山寺
				有瀬 伊川谷	小東山、いかわ、玉津第二
				井吹東 井吹西 井吹の丘 櫛谷	櫛谷

竹の台		糺台	
檜野台		狩場台	
木津		木津	おしんべ
桜が丘		桜が丘	
押部谷		押部谷	
月が丘		月が丘	
北山		北山	
高和		高和	
高津橋		高津橋	たまつ、玉
玉津第一		玉津第一	津第二
枝吉		枝吉	
出合		出合	
美賀多台		平野	平野
春日台		神出	太山寺、い
平野			かわ、櫛谷、
神出			おしんべ、
岩岡			たまつ、玉
		岩岡	津第二、平
			野、岩岡
		春日台	櫛谷、平野
		檜野台	
		竹の台	
		美賀多台	
備考 [略]		備考 [略]	

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

神戸市いじめ問題審議委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月22日

神戸市教育委員会

教育長 福本 靖

神戸市教育委員会規則第5号

神戸市いじめ問題審議委員会規則の一部を改正する規則

神戸市いじめ問題審議委員会規則（平成26年3月教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(任期) 第3条 委員の任期は、 <u>委嘱の日の属する年度の末日まで</u> とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2～3 [略]	(任期) 第3条 委員の任期は、 <u>1年</u> とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2～3 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。